

# 目 次

第1編 総論	1
第1章 増毛町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 増毛町の責務及び増毛町国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 基本用語の説明	4
第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 国民保護措置の全体の仕組み	7
2 各機関の事務又は業務	7
第5章 町の地理的、社会的特徴	10
第6章 町国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態	20
2 緊急対処事態	22
第2編 平素からの備えや予防	24
第1章 組織・体制の整備等	24
第1 町における組織・体制の整備	24
1 町の各課における平素の業務	24
2 町職員の参集基準等	25
3 消防機関の体制	26
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	27
第2 関係機関との連携体制の整備	28
1 基本的考え方	28
2 道との連携	28
3 近接市町村との連携	29
4 指定公共機関等との連携	29
5 ボランティア団体等に対する支援	30
第3 通信の確保	30
第4 情報収集・提供等の体制整備	31
1 基本的考え方	31

2	警報等の伝達に必要な準備	32
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	35
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>36</b>
1	研修	36
2	訓練	36
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>37</b>
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	39
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	41
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>42</b>
1	町における備蓄	42
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>43</b>
1	国民保護措置に関する啓発	43
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>45</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>45</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	45
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
<b>第2章</b>	<b>町対策本部の設置等</b>	<b>47</b>
1	町対策本部の設置	47
2	通信の確保	55
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>55</b>
1	国・道の対策本部との連携	55
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	56
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	57
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	町の行う応援等	58
7	ボランティア団体等に対する支援等	58
8	住民への協力要請	59

第4章 警報及び避難の指示等	59
第1 警報の伝達等	59
1 警報の内容の伝達等	59
2 警報の内容の伝達方法	60
3 緊急通報の伝達及び通知	61
第2 避難住民の誘導等	61
1 避難の指示の通知・伝達	61
2 避難実施要領の策定	62
3 避難住民の誘導	65
第5章 救援	69
1 救援の実施	69
2 関係機関との連携	70
3 救援の内容	71
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	74
5 救援の際の物資の売渡し要請等	74
第6章 安否情報の収集・提供	75
1 安否情報の収集	76
2 道に対する報告	77
3 安否情報の照会に対する回答	77
4 日本赤十字社に対する協力	78
第7章 武力攻撃災害への対処	78
第1 武力攻撃災害への対処	78
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	78
2 武力攻撃災害の兆候の通報	79
第2 応急措置等	79
1 退避の指示	79
2 警戒区域の設定	80
3 応急公用負担等	81
4 消防に関する措置等	81
第3 生活関連等施設における災害への対処等	83
1 生活関連等施設の安全確保	83
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4 NBC攻撃による災害への対処等	84
1 NBC攻撃による災害への対処	84
第8章 被災情報の収集及び報告	87
第9章 保健衛生の確保その他の措置	87

1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理	88
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>89</b>
1	生活関連物資等の価格安定	89
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	89
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>90</b>
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	<b>92</b>
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>92</b>
1	基本的考え方	92
2	公共的施設の応急の復旧	92
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>93</b>
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>93</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	93
2	損失補償及び損害補償	93
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	94
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	<b>95</b>
1	緊急対処事態	95
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	95
<b>資 料</b>		
<b>資料1</b>	<b>増毛町国民保護協議会条例</b>	<b>96</b>
<b>資料2</b>	<b>増毛町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</b>	<b>97</b>
<b>資料3</b>	<b>関係機関等の連絡先一覧</b>	<b>98</b>
<b>資料4</b>	<b>安否情報関係様式</b>	<b>102</b>
<b>資料5</b>	<b>避難実施要領作成例</b>	<b>107</b>

※ 平成19年3月31日までの間は、本文中の「副町長」を「助役」に読み替える。